# NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

長島・大野・常松 法律事務所 ニューヨーク・オフィス

## NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2021年11月 No.63

米国輸出管理規制アップデート

~ファーウェイと SMIC 向け輸出許可申請の運用状況~

弁護士 塚本 宏達 弁護士 下村 祐光

#### はじめに

2021 年 10 月 21 日、米国下院外交委員会(House Foreign Affairs Committee)の共和党グループは、米国商務省(the US Department of Commerce)から提出された中国の華為技術(ファーウェイ)と中芯国際集成電路製造(Semiconductor Manufacturing International Corporation、「SMIC」)向けの輸出許可申請の承認状況に関する報告書を公表しました <sup>1</sup>。同報告書は、2020 年 11 月 9 日から 2021 年 4 月 20 日までの約 5 カ月間に、米国商務省産業安全保障局(the US Department of Commerce's Bureau of Industry and Security、「BIS」)が扱ったファーウェイと SMIC 向けの輸出許可申請の状況についてまとめた内容となっています。

#### 背景

BIS は、米国の国家安全保障や外交政策に反する活動に関与していると考えられる個人、法人及び団体等のリストであるエンティティ・リストを整備しています $^2$ 。

ファーウェイについては、2019 年 5 月にファーウェイ及びその関連会社がエンティティ・リストに追加されて 以降、2020 年 8 月のエンティティ・リストの改正等により、ファーウェイ及び計 152 社のファーウェイ関連会社 がエンティティ・リストに掲載されるに至っています。また、規制の潜脱を防ぐ目的で、米国輸出管理規則 (Export Administration Regulations、「EAR」) の規制対象である特定の輸出規制品目分類番号(Export Control Classification Number、「ECCN」)に該当する技術・ソフトウェアの直接製品等に関する特別ルール(ファーウェイ向け直接製品ルール  $^3$ )も定められています。SMIC についても、2020 年 12 月に、SMIC 及びその 10 の関連会社がエンティティ・リストに掲載されました。

これらの措置により、EAR 対象の品目をファーウェイ・SMIC に輸出・再輸出・国内移転等する場合は BIS の事前許可が必要となり、申請対象となる品目等によっては、当局による検討方針として"Presumption of denial" (原則不許可)という扱いとなることになっています。なお、ファーウェイ向け直接製品ルール及び当該ルールに

https://gop-foreignaffairs.house.gov/press-release/mccaul-brings-transparency-to-tech-transferred-to-blacklisted chinese-companies/

https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2326-supplement-no-4-to-part-744-entity-list-4/file

<sup>3 (</sup>a)EAR の規制対象である特定の ECCN に該当する技術・ソフトウェアの直接製品や(b)EAR の規制対象である特定の ECCN に該当する米国原産の技術・ソフトウェアの直接製品であるプラント(又はそれを主要な構成部分とするプラント)により米国外で製造された製品について、(1)ファーウェイが製造、購入若しくは発注した部品、構成部分若しくは設備の製造・開発に使用されること、又は(2)ファーウェイが購入者、中間荷受人、最終荷受人若しくはエンド・ユーザー等として取引に関与することを知りながら輸出・再輸出等を行うことを許可の対象とするルール。

関連して BIS が公表した FAQs の概要、並びに、SMIC のエンティティ・リストへの掲載については、「米国輸出管理規制アップデート〜エンティティ・リストの更新と FAQs の公表〜」(NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報 No. 53)でご紹介しています。

#### 報告書の内容

公表された商務省の報告書によれば、2020 年 11 月 9 日から 2021 年 4 月 20 日までの約 5 カ月間に、BIS が扱ったファーウェイと SMIC 向けの輸出許可申請の状況は以下のとおり ⁴であり、期間中に行われた多くの申請が承認されていたことが明らかとなりました。

	ファーウェイ向け	SMIC 向け
許可申請件数	169	206
承認	113 (69.3%)	188 (91.3%)
承認案件の合計額	約 614 億ドル	約 419 億ドル
差し戻し ⁵	48 (28.4%)	17 (8.3%)
却下	2 (1.2%)	1 (0.5%)

米国下院外交委員会のマイケル・マコール氏(Michael McCaul)(共和党)は「悪意のある行動をする者に対する制裁やその他の手段に加えて、輸出管理は、技術及び物品の敵対勢力への移転を制限するための基礎的な制度である。」、「輸出管理において、より透明性が高く厳格な執行が必要である。」とのコメントを発表しています。

他方、BIS は、上記報告書の公表について、ファーウェイや SMIC 向けの輸出が許可されたことは、それ自体は、BIS のライセンスポリシーの有効性について正確な結論を導き出したり、また、これら 2 社向けの輸出について意味のある洞察を導くものではないと指摘しています。BIS は、エンティティ・リストに掲載された特定の中国企業に関する許可申請データを任意の期間のみ切り取って公表することは、許可プロセスが政治化したり、BIS その他の機関による安全保障上の判断を誤って伝える危険があるとのコメントを公表しています。

#### 今後に向けて

上記報告書が公表された 2021 年 10 月 21 日には、BIS は、サイバーセキュリティ関連技術の輸出管理を強化するために EAR の改正を定めた暫定最終規則 (Interim Final Rule)を公表しており、米国外の企業にとっても影響の大きい制度の整備がなされています。このような制度面の変化に加え、今回の報告書の公表を踏まえた制度の運用面への影響等についても、引き続き最新の動向を注視する必要があります。

2021年11月10日

\_

<sup>4</sup> 各数値は、公表された報告書に記載の数値を引用しています。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> BIS は、以下に掲げる場合、輸出許可申請を差し戻すことがあります。すなわち、①申請者自身が輸出許可申請の差し戻しを要求する場合、②許可の例外(License Exception)の適用がある場合、③許可申請の対象である品目が商務省の管轄ではない場合、④許可申請に必要書類を欠く不備がある場合、⑤申請者が、許可申請の審査を進めるために必要な書面のリクエストに応じない場合。

#### [執筆者]



塚本 宏達(弁護士・パートナー)

hironobu\_tsukamoto@noandt.com

1998 年京都大学法学部卒業。2005 年 The University of Chicago Law School 卒業 (LL.M.)。2005 年~2007 年に Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレーオフィス) に勤務。2000 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2015 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 共同代表。ニューヨークを拠点として、日系依頼者が米国において事業活動を行うことに関連して生じる様々な問題について、紛争対応を含めて継続的に助言をしている。



下村 祐光(弁護士・アソシエイト)

yuko shimomura@noandt.com

2008 年慶應義塾大学法学部法律学科中退(3 年次修了後、法科大学院へ進学)。2011 年慶應義塾大学法科大学院修了。2018 年 New York University School of Law 卒業(LL.M.)。2012 年長島・大野・常松法律事務所入所。2018 年~2020 年長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP)勤務。2020 年 12 月、長島・大野・常松法律事務所東京オフィスに復帰。入所以来、M&A、ファイナンス取引を中心とした案件に従事し、近時は輸出管理規制などの米中摩擦対応についてもアドバイスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

### NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700 New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333(代表) Fax: +1-212-957-3939(代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

### 長島·大野·常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000(代表) Fax: 03-6889-8000(代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update ~米国最新法律情報~の配信登録を希望される場合には、

<https://www.noandt.com/newsletters/nl\_us\_law\_update/>よりお申込みください。本二ュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。